

団 体 概 要

1. 福祉送迎サービス・杉並

名 称	特定非営利活動法人福祉送迎サービス・杉並
事 務 所	東京都杉並区清水三丁目27番2号
理 事 長	長谷川 信儀（はせがわ のぶよし）

2. 福祉送迎サービス・杉並のあゆみ

平成20年 6月29日	設立総会
平成20年11月11日	非営利活動法人の設立を東京都知事から認証される。
平成20年11月17日	設立登記
平成21年 2月23日	杉並区福祉有償運送運営協議会にて「当該地域における地域住民の生活のために必要な旅客輸送を行わせることが必要であるとの合意」に至ったので、その旨証する書類を交付される。
平成21年 3月16日	東京運輸支局長から道路運送法第79条の3の規定に基づき、自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する「自家用有償旅客運送者登録書」を受領する。
平成21年 3月30日	運転協力員3名、車両3台（福祉車両1台）で事業開始。

☆福祉送迎サービス・杉並を立ち上げた背景

平成16年5月	長谷川がNPO法人もくれんの家	の運転協力員として働くようになる。
平成20年3月	もくれんの家が福祉有償運送を平成21年3月末で止めることを決定。	
平成20年5月	11名の方々の賛同を得て福祉有償運送の事業を立ち上げることを決定。同時に、もくれんの家で送迎をしていた21名の利用者の方々に背中を押され、福祉送迎サービス・杉並を立ち上げる。	

平成22年 1月26日	東京都生命保険協会より「平成21年度ハンディキャブ購入資金助成金」を受領し、福祉車両ダイハツ・タントを購入。
平成23年 3月25日	東京運輸支局長から道路運送法第79条の6の規定に基づき、自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する「自家用有償旅客運送者登録書」を受領する
平成24年 9月21日	3名の方から頂いたご寄附70万円、内部留保の使用と借入金を原資としてトヨタ・レジアスエースBタイプ(福祉車両)を購入。

平成25年 3月 6日 東京都知事より「仮認定特定非営利活動法人として仮認定した旨の通知書」を受領（仮認定の有効期間：平成25年3月6日～平成28年3月5日）。

平成27年 1月29日 平成25年度と26年度の寄附者201名の方々から頂いた寄附金189万円と社内留保を原資としてトヨタ・ヴォクシー・タイプI(福祉車両)を購入。

平成27年4月から 平成25年度の課税売上が1,000万円を超え、平成27年度から消費税納税業者に。

平成28年 1月28日 東京都知事より「認定特定非営利活動法人として認定した旨の通知書」を受領（認定の有効期間：平成28年1月28日～平成33年1月27日）。

平成29年 4月 1日 走行料金（運賃）の価格改定を実施。

*平成29年1月30日から東京都23区等のタクシー料金が初乗り1km410円の設定を含め改定されました。福祉有償運送の走行料金（運賃）は、タクシー料金の概ね1/2であることという目安があります。この目安に沿って、初乗りを1kmに変更し、加算料金の見直しを行い、走行料金（運賃）の改定をしました。